

名寄の明日を支える企業を応援します

～市が行う中小企業向け支援制度の内容をご案内します～

いずれも**事前の申請**が必要です。該当する事業がありましたらご相談ください。

◆異業種交流事業

→経営者が共同で技術研究や製品開発、経営研修などを1年以上継続して実施する事業の必要経費を助成

◆企業の組織化事業

○組合の設立

→中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等を設立した場合に必要な経費を助成

○組合事務所の維持管理

→組合事務所の運営管理に要した経費を助成

◆商店街環境整備促進事業

→公共性を有する商店街施設の環境整備に必要な経費を助成

◆街なかにぎわい事業

○商店街活性化を推進するため地域住民とのふれあいを深めるコミュニティー事業

→商業団体、各種グループが主催する事業に要する経費を助成

○商店街活動の基礎とするための調査研究

- ①商業団体が実施する計画策定事業
- ②商業団体が実施する調査、診断事業
- ③自主活動支援事業、グループが主体となつて行う調査・研究事業

○商店街空き地空き店舗活用事業

→名寄市都市計画用途地域の商業地域内の空き地、空き店舗を活用する事業

◆中心市街地近代化事業

→名寄市都市計画用途地域の商業地域内で行われ、投資額500万円以上の店舗または事務所の新築および増改築事業

◆店舗支援事業

→投資額200万円以上の店舗または事務所の新築および増改築事業

◆販路拡大事業

- ①地場企業が新たな市場の開拓と販路の拡大のため、展示会、物産展、見本市などに参加する事業
- ②新製品の開発並びに自社製品の改良および品質向上のため、試験研究機関などに試験および分析を依頼する事業

◆工業技術者養成事業

○工業技術高度化事業

→技術の向上を図るため企業や個人が合同で研究会などを1年以上継続して開催する事業

○技能育成対策事業

→技能士の技能水準および社会的地位向上を図るため活動する団体への助成

○若年技能者育成促進事業

→若年技能者を育成し技能を継承するための活動を実施する事業

○技能士検定受験促進事業

→職業能力開発促進法に基づく技能検定試験受験費用の補助

○職業訓練促進事業

→認定職業訓練を行う運営費を補助

◆勤労者福祉事業

○事業所内福祉施設設置事業

→労働環境の向上と雇用の安定を図るため事業所内の福利厚生施設を設置する事業

◆退職金制度普及促進事業

(新たに退職金制度に加入した事業所のみ対象)

○中小企業退職金共済制度加入事業

→同制度に事業所が新規加入した場合

○特定退職金共済制度加入事業

→同制度に事業所が新規加入した場合

○パート労働者退職金制度加入事業

→中退共、特退共制度に事業所が新規加入した場合

◆人材確保・養成事業

○人材開発センター利用促進事業

→人材開発センターを利用し研修会などを開催した場合

○中小企業大学校派遣事業

→企業の経営管理者や従業員が中小企業大学校を受講する場合

○地元企業就職促進活動事業

→経済団体や企業団体が学生などに対し地元企業の宣伝活動を行った場合

※補助基準、対象経費、支給限度額については各事業により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

また、全ての支援制度は事前申請ですので、必ず事前にご相談ください。

◆問い合わせ

営業戦略室営業戦略課（名寄庁舎3階）

☎01654③2111(内線3344・3346)